

JSCA
検定会開催ガイドライン
-- 2011年度版 --

日本セーフティカヌーイング協会
Japan Safe Canoeing Association

検定会開催ガイドライン

このガイドラインは日本セーフティカヌーイング協会・検定会規程及び主催規程に基づき、これを定める。以下の内容を変更する場合は、教育普及委員会の承認を得、理事会に報告しなければならない。このガイドラインは会員がいつでも入手可能なものである。

1.開催設定	1
2.開催手続	1
3.主管の管理と執行部との連携	1
4.指導者トレーナーの職務と執行部との連携	1
5.中止・変更	2
6.受験料の設定	2
7.指導者トレーナー費用	2
8.補助費	2

JSCA検定会開催ガイドライン -- 2011年度版 --

2011年3月15日発行

発行：日本セーフティカヌーイング協会

編集：JSCA教育普及委員会

1. 開催設定

(1) 主管は開催しようとする検定課程・種目に応じて、担当できる指導者トレーナー（以下ITという）に検定を依頼しなければならない。その費用は主管が負担する。開催に必要なITの人数は次の通り。

◆教養課程：1名以上（2名以上で分担するのが望ましい）

◆基礎課程：2名以上

◆応用課程：2名以上

(2) 検定会は認定可能な単位毎に開催できるが、各課程毎に開催するのが望ましい。また次に掲げる課程の種目は同時開催できる。

◆基礎課程のカヤックとオープンカヌー

◆応用課程のリバーカヤックとリバーカヌー

(3) 教養課程の日程は、習得効果を考慮すると次に掲げる講義順が望ましい。

◆1日目：1) 総論 2) カヌーギア 3) フィールド

◆2日目：4) 技術 5) 救急 6) セーフティ

2. 開催手続き

(1) 主管は「主催規程・4.申請」に基づき、次に掲げる事項を明記の上、遅くとも開催3カ月前まで（出来ればシーズンが始まる3月末まで）に協会（検定担当委員会である教育普及委員会）へ申請する。協会はこれを受けて、理事会で審議の上、JSCAサイト等で概要を会員へ告知する。

◆主管名と連絡先／検定課程と種目／会場／期日／担当IT

(2) 主管は次に掲げる事項を明記した募集要項及び所定の申込書を、遅くとも開催1カ月前までに協会（検定担当委員会である教育普及委員会）へ報告し、配布する。

◆主管名と連絡先／検定課程と種目／会場／期日／日程・時間／受験料／申込方法と申込先／締切日／必要に応じて宿泊、食事等の案内

3. 主管の管理と執行部との連携

(1) 受験申込者が会員である場合、受験年までの年会費が納入されているかを事務局に確認し、未納者には速やかに納付するよう告知する（年会費未納者は受験ができない）。

(2) 受験申込者には、タイムスケジュールや担当IT等を記した実施要項を配布する。

(3) 併せて「検定課目ガイドライン」「検定テキストブック」の入手方法を案内し、担当ITが必要と認めた資料を事前に配布する。

(4) 受験申込書を一括管理し、受験者の内容を担当ITへ事前に通知する。

(5) 受験申込手続き及びそれに関わる全ての金銭管理を行う。

(6) 検定会前日以降、受験取消があった場合、検定会規程により、受験料の払い戻しはしなくても良い。

(7) この他「主催規程・5.主管の義務」に基づき、安全かつスムーズに進行するよう全体の管理を行う。

4. 指導者トレーナー（IT）の職務と執行部との連携

(1) 検定に関わる一切を担当し、「検定課目ガイドライン」に沿って検定を実施する。

(2) 実技検定では、受験者の安全確保に努める。

(3) 結果発表では講評を行い、受験者個々に課目毎の点数と評価を告知し、希望者には技術評価をする。

(4) 単位取得者には単位取得証明書を発行する。

(5) 入会手続きが必要になった者の入会手続きを行い、所定の会費を徴収する。

(6) 検定終了後、受験申込書及び入会申込書と共に、徴収した会費を速やかに事務局へ納入する。

(7) 併せて、検定内容と結果を速やかに協会へ報告する。これを受けて協会では内容を審議し、その結果を担当ITに知らせる。受験者には担当ITがこれを知らせなければならない。

(8) 事務局は必要に応じて会員証等の入会資料、資格認定証を該当者に発行する。

(9) 採点済みの答案用紙等は教育普及委員会に提出し、教育普及委員会はこれを3年以上保管する。

5. 中止・変更

(1) 最少催行人員に満たない等のフィールド状況以外の理由によって検定会を中止する場合、開催2日前までに申込者全員に中止連絡をし、参加料全額を返金しなければならない。

(2) 天候やフィールド状況によりスケジュールを変更する場合、その変更内容は速やかに受験者へ告知しなければならない。尚、この状況における判断は、ITと主管が協議の上判断する。

(3) 天候やフィールド状況により安全確保が危ぶまれると判断し、検定会を中止せざるを得ない場合、受験者にその理由を明確に説明しなければならない。その上で未消化分の参加費の返金、または受験者の了承を得た上で次回・次会場での検定会参加料への振り替え(受験料の保留)をすること。尚、この状況における判断は、ITと主管が協議の上判断する。

6. 受験料の設定

(1) 協会が推奨する、標準となる受験料は次の通りである。

検定内容	単価	数量	課程合計費用
教養課程	4000円/課目(1単位)	6単位	24000円/課程(2日間)
基礎課程	24000円/2日間(6単位)	6単位	24000円/課程(2日間)
応用課程(リバー)	36000円/3日間(9単位)	9単位	36000円/課程(3日間)
応用課程(SK)	36000円/3日間(9単位)	9単位	36000円/課程(3日間)

(2) 但し、受験料はIT費用を含めた開催コストを考慮し、主管が設定できる。

(3) 受験料の表示は認定可能な単位毎の受験料を示さなければならない。

(4) 会員が資格更新等の研修のために、教養課程を受講する場合の参加費は受験料と同一とする。

7. 指導者トレーナー(IT)費用

(1) 協会が推奨する、標準となるIT費用は次の通りである。

◆技術料

検定内容	単価	数量	課程合計費用
教養課程	10000円/課目	6課目	60000円/課程(2日間)
基礎課程	15000円/日	2日間×IT2名	60000円/課程(2日間)
応用課程(リバー)	15000円/日	3日間×IT2名	90000円/課程(3日間)
応用課程(SK)	15000円/日	3日間×IT2名	90000円/課程(3日間)

◆交通費：開催中の移動費を含む

◆滞在費：宿泊、食事等

(2) 但し、主管とITとの間で合意がなされればこの限りではない。

8. 補助費

(1) 指導者育成のための検定会補助制度が利用可能である。

(2) IT不足の遠隔地での開催や集客状況等により、赤字開催の(もしくは見込まれる)場合は、協会に補助費を申請することができる。

(3) 所定の申請書に必要事項を記入の上、申請する。詳細は事務局に問合せをすること。